

令和7年度（2025年度）放課後児童クラブ登録申込みチェックリスト （申し込みフォームから申し込みする場合）

① 以下の場合には申し込みフォームがご利用いただけませんので、

紙で登録申込書を提出していただくことになります。

- ・登録受付期間内に就労証明書、学生証等の証明書類が揃わない
- ・登録したい児童が5人以上いる、登録児童以外の同居家族が8人以上いる
- ・事情により入力必須項目に入力できない設問がある 等



② 入力前に以下の書類の画像データ等をご準備ください（スキャン、写真のどちらでも可）

- ☐ 就労証明書または、医師の診断書等その他必要書類（18～65歳の同居家族の全員分）
- ☐ （児童のみでの入室を希望する場合）自宅から児童クラブまでの経路図（様式自由）
- ☐ （生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯等で減免申請する場合）利用料減免申請書

③ 確認事項

- ☐ 必要な全ての入力欄に入力していますか。
- ☐ 証明書類の画像データは鮮明で、内容が判別できますか。
- ☐ 年齢、学年は令和7年（2025年）4月現在ですか
- ☐ 就労証明書は、家族で働いている人数分、揃っていますか

④ 注意事項

- (1) 令和7年（2025年）4月1日から利用希望の場合、令和6年（2024年）11月1日（金）から11月30日（土）までに必ず申込みをしてください。
- (2) 申し込み後に内容を修正する必要がある場合（住所や就労状況の変更等）等は、社会教育課へご連絡ください。
- (3) 利用の取消をされる場合には、令和7年（2025年）3月21日（金）までに申し出てください。申出が無い場合には、保険料800円をお支払いいただきます。
- (4) 利用の手引き5ページの利用料減免事由に該当し、減免を希望される場合は、別紙3及び必要書類のデータも必要となります。

⑤ 連絡先

東海市教育委員会 社会教育課

電話番号：052-603-2211（代表）

0562-33-1111（代表）



令和7年度（2025年度）放課後児童クラブ登録申込みチェックリスト （紙で登録申込書を提出する場合）

① 提出書類

- ☐ 登録申込書
- ☐ 就労証明書または、医師の診断書等その他必要書類
- ☐ （児童のみでの入室を希望する場合）自宅から児童クラブまでの経路図
- ☐ （生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯等で減免申請する場合）利用料減免申請書



② 確認事項

- ☐ 申込書の年齢、学年は令和7年（2025年）4月現在ですか
- ☐ 緊急連絡先は3つ記入してありますか
- ☐ 申込書裏面に、平熱、提出日、保護者氏名の署名はありますか
- ☐ 就労証明書は、家族で働いている人数分、揃っていますか

③ 注意事項

- (1) 令和7年（2025年）4月1日から利用希望の場合、令和6年（2024年）11月1日（金）から11月29日（金）までに必ず申込みをしてください。
- (2) 申し込み後に内容を修正する必要がある場合（住所や就労状況の変更等）等は、社会教育課または児童クラブへご連絡ください。
- (3) 利用の取消をされる場合には、令和7年（2025年）3月21日（金）までに申し出てください。申出が無い場合には、保険料800円をお支払いしていただきます。
- (4) 申込書の提出で、学校の職員室には行かないでください。
- (5) 利用の手引き5ページの利用料減免事由に該当し、減免を希望される場合は、別紙3及び必要書類の提出をお願いします。

④ 連絡先

東海市教育委員会 社会教育課

電話番号：052-603-2211（代表）

0562-33-1111（代表）



Ⅰ 保護者の皆様へのお願い(必ずお読みください!!)

1 放課後児童クラブの利用について

- (1) 前月の25日までに入退室管理システム「安心でんしょばと」へ翌月の利用予定を入力してください。
その際、児童ではなく、仕事等保護者の都合に合わせて利用予定を記入してください。

※児童クラブは、就労等により保護者が家で児童を監護できない時間のみ利用できます。休暇時の利用はできません。

- (2) 利用予定の変更、取消について

ア 利用予定日以外に来室が必要となった場合

必ず利用日3日前(土日祝日は含みません)までに入力してください。

イ 利用予定日に来室しない場合

下記の方法で連絡してください。

㍿ 利用予定日当日の午前7時30分まで

「安心でんしょばと」内メニュー「保護者から連絡」で欠席連絡。

㍿ 利用予定日当日の午前7時30分以降

放課後児童クラブへ電話連絡

※病気などで学校を休む場合は、学校への連絡だけでなく児童クラブにも連絡してください。

- (3) 長期休業期間等の早朝時間(午前7時30分～午前8時)の利用は、保護者が就労等により、午前8時以降に入室できない場合、その他特別な事情があり、市長が認めた場合のみ、事前の申請のうえ認められます。(詳しくはP6参照)

- (4) 児童が児童クラブ室に入室するまでは、保護者の責任となります。児童クラブを利用するかしないかを、はっきりと児童に伝えてください。児童が帰り先を間違えて、トラブルに巻き込まれることのないよう、家庭で児童とお話してください。

- (5) 放課後児童クラブには、現金等の貴重品は持ち込まないよう保護者から指導してください。

- (6) この地域に台風等で暴風警報が発令された場合や、地震予知情報が発表された場合は、放課後児童クラブを実施しません。早急に迎えに来てください。(詳しくはP4参照)

- (7) 来室後、体調が悪くなった場合は、保護者へ連絡をしますので速やかに迎えに来てください。
- (8) 児童クラブに関する重要な情報や入退室状況を「安心でんしょばと」というシステムで配信します。必ずご登録ください。（詳しくはP 7 参照）

2 児童の送迎について

- (1) 保護者が必ず児童の送迎を行ってください。
- (2) 児童クラブは午後 7 時完全閉所となります。可能な限り午後 6 時 4 5 分までに児童を迎えにきてください。
- (3) 児童一人での入室を許可する場合は、午前 7 時 3 0 分の保護者の送迎では、始業時間等に間に合わない場合のみです。児童一人で入室する場合もできる限り、駐車場までは送迎してください（駐車場からの児童のみでの入室を許可します）。送迎もできない場合のみ、自宅からの児童のみでの入室を許可します。
- (4) やむを得ず、他の方が迎えに来られる場合は、事前に保護者から児童クラブに連絡をしてください。
- (5) 車で来室の場合は、安全に十分配慮し、校内では最徐行してください。無断駐車は危険です。児童の安全確保のため、児童クラブの指定する駐車場をご利用ください。

3 その他

- (1) 児童がクラブ利用中に、学校内の備品や設備、施設などに損害を与えた場合、原則として、保護者に負担していただきます。
- (2) 申込書に記載の内容（住所、勤務先、緊急連絡先、同居する家族構成等）に変更があった場合などは、速やかに児童クラブに連絡してください。
- (3) 児童クラブ指導員の注意を守ることができない場合や集団行動ができない場合及び、利用の手引きの内容にそぐわない行動を行った場合には、登録を取り消すことがあります。
- (4) 利用料及び保険料は、必ず支払い期日を守ってください。滞納が発覚次第、原則、利用停止とします。なお、悪質と認められた場合、登録を取り消します。

II 児童に対する注意事項 (保護者の方からも児童に指導してください。)

1 みんなでなかよく遊びましょう。

- ・ 遊び道具はゆずり合って遊びましょう。
- ・ 他の人に暴力をふるったり、物を投げつけたりしないこと。

2 放課後児童クラブから勝手に一人で出て行かないこと。

- ・ 登録児童は、来室後の出入りは原則できません。
- ・ 放課後児童クラブからの帰宅は、一人帰りをしないで迎えの方といっしょに帰宅しましょう。

3 貴重品やお金等は放課後児童クラブへ持ってこないこと。

4 児童クラブのものを大切にしましょう。

- ・ 本を破いたり、投げたりしないこと。
- ・ ボール等を天井やガラス窓に投げつけないこと。
- ・ 遊び道具を乱暴に使わないこと。
- ・ 使い終わったら、必ず後片付けをすること。

5 児童クラブに帰ったら手洗いをしましょう。

6 おやつや食事は決められた場所で食べましょう。

- ・ 他児童とおやつや食事のやり取りをしないようにしましょう。
- ・ 食事やおやつ前には必ず手洗いをしましょう。

7 水分補給のため、水筒を持参しましょう。

8 児童クラブ指導員の注意を守りましょう。

危険なことを注意されたらすぐにやめること。

9 タブレットはルールを守って使いましょう。

- ・ タブレットは原則学習時間のみ使いましょう。
- ・ タブレットを壊さないよう注意して保管しましょう。

